

京都市告示第79号

京都市市民活動総合センター条例第15条、京都市長寿すこやかセンター条例第13条、京都市福祉ボランティアセンター条例第13条及び京都市景観・まちづくりセンター条例第13条の規定に基づき、平成17年4月1日から平成18年3月31日まで京都市市民活動総合センター、京都市長寿すこやかセンター、京都市福祉ボランティアセンター及び京都市景観・まちづくりセンターの共用部分の管理を次のとおり委託します。

平成17年4月1日

京都市長 榎本 頼兼

受託者の名称	所在地	委託する事務の範囲等
社会福祉法人 京都市社会福祉協 議会	京都市下京区西木屋町通 上ノ口上る梅湊町83番 地の1	1 京都市市民活動総合センター、 京都市長寿すこやかセンター、京 都市福祉ボランティアセンター 及び京都市景観・まちづくりセン ターの共用部分を設置目的に従 って利用に供すること。 2 共用部分、付属設備及びその他 の物品の維持管理及び安全に関 すること。 3 前各号に掲げるもののほか、共 用部分の管理に関し、市長が特に 必要と認める事項。

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)